

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会PR横断幕・懸垂幕制作等業務委託仕様書

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会PR横断幕・懸垂幕制作等業務の仕様は、次のとおりとする。受託者は、業務の遂行にあたっては、契約書に定める事項を遵守するとともに、この仕様書に基づき実施するものとする。

1 委託業務の内容

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会PR横断幕・懸垂幕にかかる以下の業務

- (1) 制作
- (2) 指定場所への納入
- (3) 設置
- (4) 撤去
- (5) 処分

2 契約期間

契約日より令和2年11月10日（火）まで

3 横断幕・懸垂幕の掲出期間

令和2年6月25日（木）から令和2年10月26日（月）

4 規格及び数量

(1) 横断幕

縦900mm×横6000mm（29枚）

(2) 懸垂幕（計13枚）

①	縦8400mm×横850mm	谷山支所
②	縦3960mm×横730mm	伊敷支所
③	縦6000mm×横800mm	吉野支所
④	縦7750mm×横850mm	吉田支所
⑤	縦6700mm×横950mm	桜島支所
⑥	縦1890mm×横600mm	喜入支所
⑦	縦6100mm×横900mm	松元支所
⑧	縦7000mm×横900mm	郡山支所
⑨	縦7000mm×横900mm	東桜島合同庁舎
⑩	縦6220mm×横850mm	かごしま環境未来館
⑪	縦9500mm×横1900mm	サンライトゾーン
⑫	縦7000mm×横900mm	市民福祉プラザ
⑬	縦16000mm×横970mm	キャンセビル

3 納品場所

(1) 横断幕

①	鴨池公園野球場	各施設に納品し、施設の指示に従い、設置・撤去を行う。
②	鴨池公園水泳プール	
③	東開庭球場	
④	西原商会アリーナ（鹿児島アリーナ）	
⑤	あいハウジングアリーナ松元（松元平野岡体育館）	
⑥	南栄リース桜島アリーナ（桜島総合体育館）	
⑦	郡山体育館	
⑧	鹿児島ふれあいスポーツランド	
⑨	鹿児島県立鴨池庭球場	
⑩	平和リース球場（鹿児島県立鴨池野球場）	
⑪	鹿児島県平川ヨットハウス	
⑫	鹿児島県ライフル射撃場	
⑬	ハートピア鹿児島	
⑭	鹿児島県立サッカー・ラグビー場	
⑮	谷山サザンホール	
⑯	かごしま近代文学館・かごしまメルヘン館	
⑰	ふるさと考古歴史館	
⑱	都市農業センター	
⑲	鴨池公園多目的屋内運動場（鴨池ドーム）	
⑳	鹿児島市民体育館	
㉑	吉田文化体育センター	
㉒	喜入総合体育館	
㉓	かんまちあ	
㉔	かごしま健康の森公園	
㉕	都市農村交流センターお茶の里	
㉖	観光農業公園（グリーンファーム）	
㉗	観光交流センター	
㉘	かごしま水族館	
㉙	平川動物公園	

(2) 懸垂幕

①	谷山支所	各庁舎に納品する（設置・撤去は各庁舎の担当職員が行う）
②	伊敷支所	
③	吉野支所	
④	吉田支所	
⑤	桜島支所	
⑥	喜入支所	

⑦	松元支所	各施設に納品し、施設の指示に従い、設置・撤去を行う。
⑧	郡山支所	
⑨	東桜島合同庁舎	
⑩	キャンセビル	
⑪	かごしま環境未来館	
⑫	サンライトゾーン	
⑬	かごしま市民福祉プラザ	

4 業務の履行期間

- (1) 設置・納入 令和2年6月24日（水）まで
- (2) 撤去 令和2年10月27日（火）から令和2年10月30日（金）まで
- (3) 処分 令和2年11月10日（火）まで

5 業務遂行上の留意点

- (1) 横断幕・懸垂幕のデザインは委託者が制作し、受託者に提供する。
- (2) 受託者は、作業の準備行為を委託者の指示にしたがって開始するものとする。この結果不都合が生じた場合には、速やかに改善の処置をとること。
- (2) 本業務の開始に当たっては、業務が整然かつ速やかに進行するように万全の体制を整え実施すること。
- (3) 受託者は、その安全性、法令上の義務等必要な事項について自らの責任において処理し、また、必要に応じて、実行委員会に関係書類を提出すること。
- (4) 本業務に必要な機器、媒体、事務用品、作業場所、通信費、交通費などの経費については受託者の負担とする。
- (5) 委託者は、受託者に対し立入検査を行い、委託業務の処理に関して指示を与えることができる。
- (6) 受託者は全ての業務が終了した後、委託者に委託業務完了報告書と制作したデータを提出すること。データの形式については、委託者と協議の上、決定する。
- (7) 荒天その他の理由により、国体等が中止となった場合、委託業務の経費については、実際に生じた支払額に応じ、相互協議の上、燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会PR横断幕・懸垂幕制作等業務委託契約書第10条第1項の対象とする。
- (8) 本業務の実施にあたっては、委託者と密接な連携を取りながら進め、この仕様に定めのないことは双方協議のうえ、決定すること。